

(令和7年8月8日発表)

## 職員の懲戒処分等の発令について

|        |                                                 |
|--------|-------------------------------------------------|
| ◆ 発令日  | 令和7年8月8日（金）                                     |
| ◆ 内容など | 本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分<br>の内容等について公表します。 |

別紙資料 有

【問合せ】 人事課 人事第2係 飯沼  
電話 054-221-1009

## 報 道 資 料

### 職員の懲戒処分等の発令について

令和 7 年 8 月 8 日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

1 処分年月日

令和 7 年 8 月 8 日

2 被処分者、処分内容及び処分事由

こども未来局 一般職員 30 代 女性

【内容】 減給 10 分の 1（1 箇月）

【事由】 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

（法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）

3 事実の概要

本件職員は、令和 5 年 7 月 18 日午後 5 時 25 分頃、普通乗用自動車を運転し、静岡市駿河区石田 3 丁目の信号機により交通整理の行われている交差点を右折進行するに当たり、対向直進車両の有無及びその安全確認不十分のまま、漫然時速約 20 キロメートルで右折進行し、信号表示に従い対向直進してきた相手方の普通乗用自動車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。

これにより、令和 6 年 1 月 12 日に静岡簡易裁判所から罰金 10 万円の略式命令を受けた。

今回、相手方との示談が完了していることを確認したため、処分を行った。

#### 総務局長コメント

今回、職員が交通法規違反を犯したことに對して、被害者及び関係の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、より一層の交通法規の遵守、安全運転の励行を求め、改めて指導を徹底するとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和 7 年 8 月 8 日

総務局長 おおむら 大村 あきひろ 明弘